

2017年度与党税制改正大綱

項目	概要
海外財産相続税・贈与税	<p>【対日本人向け】 国外財産が課税範囲外となるのは、被相続人・相続人等が相続開始前10年以内(現行:5年以内)いずれの時点においても国内に住所がない場合となり、課税強化となる。</p> <p>【対外国人向け ①】 被相続人・相続人等が在留資格により一時的に滞在している外国人の場合には、国内財産のみ(現行:国内及び国外財産)を課税対象とし、課税対象を縮小する。</p> <p>【対外国人向け ②】 国内に住所がない外国人である相続人等が、相続開始前10年以内(現行:5年以内)に国内に住所があった被相続人から相続等により財産を取得した場合、国外財産が課税対象に含まれることにより、課税強化となる。</p>
取引相場のない株式に係る相続税評価	相続税法の時価主義の下、評価方法の見直しをすることにより、より実態に即した課税とする。
広大地の相続税評価	土地の個性に応じて形状・面積に基づき減額する方法(現行:面積に比例的に減額する評価方法)とし、適用要件を明確化する。
タワーマンション(20階超)に係る固定資産税	マンション全体の税額を各所有者ごとに按分をする際に、一定割合で補正することにより、高層階の税額を引き上げ、中層階は横ばい、低層階は引き下げる。
事業再編	いわゆるスピントフ(会社分割)の課税の繰り延べに対応する。
法人税等申告期限の延長	原則申告期限(決算日後2か月)後からの延長期間を、4か月の範囲内で税務署長が指定する月数(現行:1か月)とする。
事業承継に係る相続税	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継税制について、災害・主要取引先倒産等による売上減少の場合に雇用確保要件等緩和する。 ・相続精算課税との併用可能とする。
所得拡大促進税制(中小企業)	賃上げ2%以上で雇用者給与等支給増加額の10%と一定の給与増加額の2%の合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%のみ)を法人税から控除する。
中小企業者等に係る軽減税率	適用期間を2年間延長する。
大規模な中小企業向け法人税関係の租税特別措置の適用停止	前3事業年度の所得金額の平均が年15億円超の場合、中小企業向け法人税関係の租税特別措置の適用を停止する。
仮想通貨取引に係る消費税	仮想通貨の取引を、商品券等と同じ支払手段の取引とみなすことにより、非課税とする。
配偶者控除	配偶者の所得限度額を給与年収150万円(現行:103万円)に変更し、自己の所得要件(給与年収1120万円まで)の追加をする。
法人税納税地異動届・給与支払事務所等の移転届出書	提出先を異動(移転)前の納税地(現行:前後両方の納税地)の所轄税務署長のみとする。
法人設立届出書	登記事項証明書の添付を不要とする。
脱税調査(国税犯則取締法)	IT化に伴う取締を強化をする。